

刑法改正に関する諮問内容についての意見

飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める
遺族・関係者全国連絡協議会

意見要約

- 一 自動車運転過失致死傷罪の新設についてはおおいに評価する。但し、諮問されている法定刑の懲役7年は低すぎる。致死罪の場合は懲役15年、致傷罪の場合は懲役10年としていただきたい。
- 二 危険運転致死傷罪の適用範囲を自動二輪も含む「自動車」全般に拡大することについては賛成する。
- 三 その他、「(仮称)危険運転立証妨害罪」の新設を是非検討いただきたい。

背景及び説明

1. 私たちは、飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者であり、2005年7月に「全国連絡協議会」を結成し、全国で署名活動を展開するとともに、法務大臣に対して「飲酒運転で事故を起こし現場から逃走する、いわゆる『飲酒・ひき逃げ』に対して、逃げ得とならないように、より厳罰が下せるような刑法を含む関連法の改正」を要望してきました。すでに、3回に亘り、合計18万6120名分の署名簿を提出してまいりました。そして今回の刑法改正には大いに期待しているところであり、自動車運転による人身事故を従来の業務上過失致死傷罪と分離することを英断されたことに対しては大きな前進であると評価するものです。これによって危険運転致死傷罪の適用に係るハードルの高さの緩和と法の持つ抑止力が補完されることが期待できるからです。
2. 東名高速2児焼死事故を契機とする2001年の危険運転致死傷罪の新設は、翌02年の道路交通法の改正とあいまって、酒酔い運転に対して大きな抑止力となり、悪質危険な飲酒運転による悲惨な犠牲者は減少しました。しかし一方で、「飲酒運転で捕まったら重い罪に問われる」ということを知っているがゆえに、飲酒運転の事実が発覚するのを恐れて事故現場から逃走し、アルコールが抜けてから出頭する、あるいは逮捕されるという、罪に罪を重ねるひき逃げ事犯が急増しています。

3. これは、危険運転致死傷罪の構成要件である「酒酔い運転」が現行犯でないと立証が困難であることや、危険運転致死傷罪と業務上過失致死傷罪の法定刑の差が大きいことがその主因です。つまり、酒酔い運転の上での死亡事故の場合、危険運転致死傷罪が適用されたら懲役 20 年の最高刑にも処せられるのに対して、加害者が現場から逃走し、アルコールの影響がどのようであったかを正確に把握できなくなり、その立証が困難となってしまった場合、業務上過失致死罪と道路交通法違反(救護義務違反)との併合罪をもってしてもその最高刑は、懲役 7 年 6 月にしかありません。即ち、現場から逃走した方が、逃走しなかった場合より刑罰が軽くなる、いわゆる「逃げ得」が横行しています。なお、飲酒・ひき逃げ事犯の多くは立証困難なため、酒気帯び運転さえ訴因に含まれず、従って統計にも表れてきません。危険運転致死傷罪の適用件数も 2002 年の 322 件から年毎に漸減してきています。
4. もとより飲酒運転で事故を起こして負傷させてしまった人を救護せずに現場を立ち去る「飲酒・ひき逃げ」という行為は、自己保身の勝手な行為であり、絶対に許されてはならない行為です。事故後直ちに救護措置が取られていれば、助かっていたかもしれない命も、加害者が逃げることによって被害者が救護されるまでの時間が長引き、最悪の結果をまねいてしまうこともあります。
5. 現在、ひき逃げについては警察庁が道路交通法の改正を検討していて今国会に上程されると伺っています。これは、大変評価できることです。公表のとおり道路交通法の「救護義務違反」の最高刑が懲役 10 年に引き上げられることになれば、現行の懲役 5 年に比べて大幅に厳罰化が図られることとなります。しかし、もし「自動車運転過失致死傷罪」の法定刑が懲役 7 年に留まる場合酒酔い運転の上で人身事故を起こした加害者が現場から逃げたために危険運転致死傷罪での起訴が見送られた場合、本罪が適用され救護義務違反との併合罪をもってしても最高で懲役 15 年までしか科すことができません。この最高刑は、酒気帯び運転が加味されても変わりません。つまり、「飲酒運転をして人身事故を起こしたら逃げればよいのだ」という、とんでもなく悪質な考え方がドライバーの間で蔓延してしまうことは必定です。これでは、危険運転致死傷罪がますます適用されなくなることが危惧されるばかりでなく、その抑止力も期待できなくなってしまうます。
6. もし、「自動車運転過失致死傷罪」で人を殺めた場合の法定刑を懲役 15 年以下、人を傷つけた場合を懲役 10 年以下とできるのであれば、本来危険運転致死傷罪に該当する事犯でそれがひき逃げによって立証困難な場合でも、併合罪でそれぞれ 22 年 6 月、15 年となって危険運転致死傷罪に比べてより厳しいか、あるいは等しい罰則を科することができ、逃げても無駄であることを悪質ドライバーに知らしめることが可能となります。
7. 昨年 8 月 25 日に福岡市で発生した飲酒ひき逃げ 3 児死亡事件を契機に国を挙げて飲酒運

転を根絶させようという機運がいまだかつて無いほど高まっています。私たちも署名活動を続ける中で国民の意識の確かな変化と厳罰化への期待の手応えを感じています。また政府も一丸となってこの目標に注力している中、基本法である刑法の改正で自動車運転過失致死傷罪が新設されても、その法定刑の低さゆえに危険運転致死傷罪の持つ「法の抜け穴」を追認することになってしまうことになるのは到底納得できるものではありません。

8. さらに、「自動車運転過失致死傷罪」がすべての自動車運転による人身事故を対象とするならば、昨年9月に発生した埼玉県川口市の保育園児4人死亡事件のように、現行の危険運転致死傷罪のいずれの要件にも当てはまらない、「ながら運転」を常習的におこなっているような悪質な加害者に対しても適用されることから、例え過失犯にしか問えないとしても結果が重大な場合には、厳しい罰則が科せられるような法定刑の設定であるべきだと思います。
9. もしどうしても「自動車運転過失致死傷罪」が、業務上過失致死傷罪やその他の罪との量刑のバランスを欠くなどの議論があり、致死罪の法定刑を懲役15年以上とすることが困難な場合、「(仮称)危険運転立証妨害罪」を新設してください。すなわち、「飲酒・ひき逃げ」や、事故直後にさらに飲酒をし、事故前の飲酒量を不明にする「重ね飲み」、あるいは福岡の事件で加害者の取った「大量の水を飲んで体内アルコール濃度を薄めようとする行為」を許さず、危険運転致死傷罪と同等かそれ以上の刑罰を科せるようにすることによって、法の抜け穴をふさぐことが可能となります。被害者の救護もせず、法をかいくぐって逃げ得を狙う、あるいは危険な運転をしていたことの立証を著しく困難にさせようとする悪質極まりないドライバーが、現実に懲役2年10ヶ月や懲役3年といった軽い刑罰であつという間に社会に復帰し、そのことで被害者や関係者が深刻な二次被害を受けることの無いような法となるようにご配慮いただきたいと切に願います。

以上